

事務連絡
平成 27 年 8 月 26 日

県域で事業所を運営する法人 } 代表者 様
県及び一般市が所管する法人 }

神奈川県保健福祉局福祉部
障害サービス課
(公印省略)

障害者自立支援法改正に係る定款等の変更について

日ごろから本県の障害福祉施策について、格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）」は平成 25 年 4 月 1 日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、平成 24 年 12 月 21 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡を受け、本県からも平成 25 年度中に法人の定款及び運営規程の変更を行うよう通知したところです。

しかしながら、現在も実地指導又は指定更新申請時等において、法人定款あるいは障害福祉サービス事業所等の運営規程において、「障害者自立支援法」という旧名称を用いている法人、事業所が依然として散見されます。

つきましては、法人定款等の変更が未了の法人においては、速やかに定款等の変更を行うとともに所管庁に変更の届出をしてください。

なお、指定更新申請において「障害者自立支援法」という旧名称を用いている場合、指定更新ができないことがありますので、御留意ください。

(資料)

- 1 平成 25 年 2 月 26 日付け神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課長通知
- 2 平成 24 年 12 月 21 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡

問い合わせ先
事業支援グループ 岡崎、高木
電話 045-210-4717
ファクシミリ 045-201-2051

平成25年 2月26日

県域で事業所を運営する法人 }
県及び一般市が所管する法人 } 代表者 様

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部
障害サービス課長
(公 印 省 略)

障害者自立支援法改正に係る定款等の変更について (通知)

日ごろから本県の障害福祉施策について、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」は、平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)」の施行に伴い、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されます。

このことにより、平成24年12月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡(資料1)において「法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合は、速やかに変更が行われることが望ましいが、当該定款の該当部分が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に係るものであると判断できる場合については、当該部分の内容に実質的な変更がないときに限り一定の猶予を認める」とされたところです。この「一定の猶予」に係る本県の取扱いは、次のとおりとしたので、遺漏なきようご対応ください。

同事務連絡では定款の変更について「一定の猶予期間も認める」としているが、法との整合をとるため、本県においては**原則平成25年度中に定款を変更するものとする。**

その他、改正に伴う運営規程及び契約書等の変更については、資料2を参照すること。

(資料)

- 1 平成24年12月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡
- 2 障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更等の取扱いについて

問い合わせ先

事業支援グループ 岡崎、為田

電 話 045-210-4717

ファクシミリ 045-201-2051

事務連絡
平成24年12月21日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更の取扱いについて

平素より、障害保健福祉施策に格段のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）につきましては、本年6月に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されます。

この改正により、法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合は、速やかに変更が行われることが望ましいですが、当該定款の該当部分が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に係るものであると判断できる場合（別紙参照）については、当該部分の内容に実質的な変更がないときに限り一定の猶予を認めることとしますので連絡いたします。

各自治体におかれましては、ご了知の上、管内市（区）町村、関係法人等に周知していただきますようお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

企画法令係 担当：山崎

TEL：03-5253-1111（3022）

FAX：03-3502-0892

定款変更に係る一定の猶予が認められる場合

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されることで、法人が定款内容を変更する必要がある場合であって当該変更に関し一定の猶予（次の定款変更の際に併せて改正する等）を認める場合は、定款の該当部分に同法に定める事業が具体的に明記されている場合その他の定款内容が明確に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係るものであると判断できる場合とする。

【具体例】

次の場合は、「障害福祉サービス事業」「相談支援事業」「移動支援事業」という事業名により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業であることが類推できることから、定款変更に関し一定の猶予を認める場合となる。

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため・・・次の事業を行う。

1. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
3. 障害者自立支援法に基づく移動支援事業

ただし、この例示は一定の猶予が認められる場合の一例であり、必ずしもこの文言に限定するものではない。

定款内容が明確に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に該当するものであれば、定款変更に係る一定の猶予は認めることとなることにつき、ご留意願いたい。

【留意事項】

「共同生活介護」については、平成 26 年 4 月 1 日から「共同生活援助」に一元化されるが、法律の規定上、「共同生活介護」を改正後の「共同生活援助」として類推できないことから、定款変更に関し一定の猶予を認める場合とならない。

したがって、例えば平成 25 年 4 月 1 日以降に「障害者自立支援法に基づく共同生活介護」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律に基づく共同生活介護」に変更した場合、平成 26 年 4 月 1 日以降に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助」へ再度変更が必要となることにつき、ご留意願いたい。

障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更等の取扱いについて

平成25年2月26日
神奈川県障害サービス課

1 法人の定款変更について

別添厚生労働省事務連絡のとおり、平成25年4月に障害者自立支援法が改正によって、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称が改正されることにより、法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合には、変更が必要となる。

同事務連絡では、定款の変更について「一定の猶予期間も認める」としているが、法との整合をとるため、本県においては原則として、平成25年度中に定款を変更するものとする。

なお、定款変更が完了した場合には、事業に係る変更該当するため、法人は障害者自立支援法に基づく事業所指定権者（県）への届出が必要となる。

なお、平成26年4月に「共同生活介護」が「共同生活援助」に一元化されることに伴う対応については、猶予期間は認められないものとされていることに留意すること。

2 運営規程について

運営規程の変更は、都道府県（政令中核市）に届出を行う項目となっているため、今回の変更については、県に変更の届出を行うこと。

（現記載例）

社会福祉法人 〇〇が設置する ケアセンター（以下「事業所」という）が行う障害者自立支援法（以下「法」という）に基づき実施する指定生活介護事業・・・

（変更例）

社会福祉法人 〇〇が設置する ケアセンター（以下「事業所」という）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）に基づき実施する指定生活介護事業・・・

3 重要事項説明書・契約書等の取扱いについて

重要事項説明書及び利用契約書等に根拠法の記載がある場合は、様式を変更する必要がある。

この場合、既存の利用者に対しては、平成25年4月の時点で契約を締結し直す必要はないが、現在の契約の次回更新時に新様式で契約を更新すること。